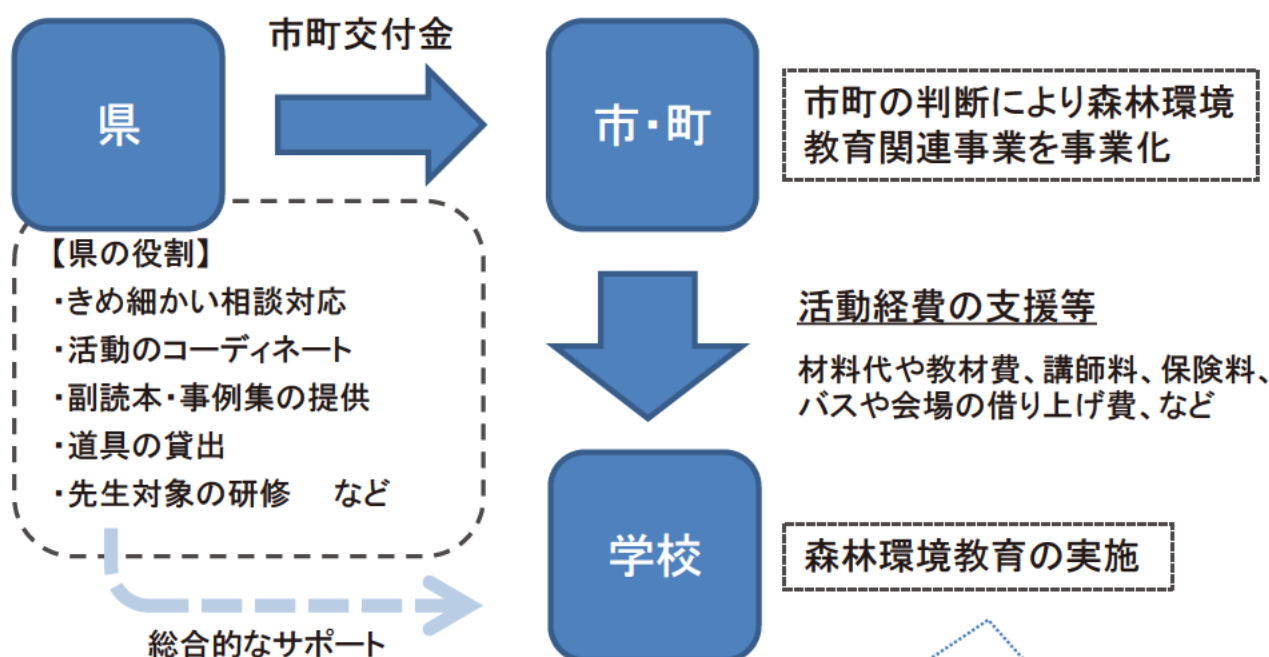


「みえ森と緑の県民税」を活用した森林環境教育について

「みえ森と緑の県民税(平成26年4月導入)」では、一定の財源を市町に交付する市町交付金制度を設けており、その用途のひとつとして市町の判断で小中学校等での森林環境教育に活用していただくことができるようになりました。

【交付金を活用した森林環境教育実施の流れ】



【対象となる取組事例】

① 学校で実施できる事例

- ・森のはたらきなどについての座学
- ・クラフト体験や木工工作
- ・校庭の樹木の名札付け、自然観察
- ・学校林での林業作業体験 など

② 校外で実施できる事例

- ・県民の森や森林公園での森林体験
- ・宿泊を伴う体験活動での森林学習
- ・遠足での森林体験
- ・製材所等への社会見学 など

【森林環境教育の取り組み方(参考)】

普段の授業や総合学習、遠足やキャンプ・宿泊体験といった行事など

＋ 加えて

- ・森林の持つ様々なはたらきについての学習
- または
- ・森林資源(木材等)を利用した体験活動 など

↓

森林環境教育

県登録指導者(森のせんせい)の活用
森林体験関連施設の活用
森林環境教育副読本・事例集の活用